r6物価_3_2

令和６年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県区分	【22_静岡県】
地方公共団体名（コード有り）	22223_静岡県御前崎市
都道府県・市町村コード（5桁）	22223
担当部局課名	総務部　企画政策課
担当者氏名	長島　久人
電話番号	0537-85-1161
メールアドレス	kikaku@city.omaezaki.shizuoka.jp

交付対象経費（地方単独事業費）（R5経済対策分）	国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①にかかる交付対象経費	–
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②にかかる交付対象経費	1,260
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③にかかる交付対象経費	45
	国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④にかかる交付対象経費	326,950
	国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤にかかる交付対象経費	19,524
	国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥にかかる交付対象経費	–
交付対象経費（地方単独事業費）（R6経済対策等分）	国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額⑦にかかる交付対象経費	58,772
	国のR6補正予算分（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額⑧にかかる交付対象経費	–
	国のR6補正予算分（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額⑨にかかる交付対象経費	–
	国のR6補正予算分（給付支援サービス分）　交付限度額⑩にかかる交付対象経費	–

既配分額　国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	–	既配分額　国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑦	–
既配分額　国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費　交付限度額②	1,260	既配分額　国のR6補正予算分（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額⑧	–
既配分額　国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費　交付限度額③	45	既配分額　国のR6補正予算分（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額⑨	–
既配分額　国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費　交付限度額④	303,640	既配分額　国のR6補正予算分（給付支援サービス分）交付限度額⑩	–
既配分額　国のR5補正予算分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費　交付限度額⑤	15,974		
既配分額　国のR5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥	–		
今回配分予定額　国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	–	【調整後】今回配分予定額　国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑦	58,772
今回配分予定額　国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費　交付限度額②	–	今回配分予定額　国のR6補正予算分（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額⑧	–
今回配分予定額　国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費　交付限度額③	–	今回配分予定額　国のR6補正予算分（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額⑨	–
今回配分予定額　国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費　交付限度額④	23,310	今回配分予定額　国のR6補正予算分（給付支援サービス分）交付限度額⑩	–
今回配分予定額　国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費　交付限度額⑤	–		
今回配分予定額　国のR5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥	–		
配分予定額計　国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	–	配分予定額計　国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑦	58,772
配分予定額計　国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費　交付限度額②	1,260	配分予定額計　国のR6補正予算分（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額⑧	–
配分予定額計　国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費　交付限度額③	45	配分予定額計　国のR6補正予算分（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額⑨	–
配分予定額計　国の予備費等（定額減税一体支援枠分）給付費　交付限度額④	326,950	配分予定額計　国のR6補正予算分（給付支援サービス分）交付限度額⑩	–
配分予定額計　国の予備費等（定額減税一体支援枠分）事務費　交付限度額⑤	15,974	小計　配分予定額（R6経済対策等分）	58,772
配分予定額計　国のR5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥	–		
小計　配分予定額（R5経済対策分）	344,229		
		配分予定額計	403,001

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①（令和5年度本省繰越分）	–
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費　交付限度額②（未配分額の減額後※）（※　第2回提出分までの配分予定額と同等）	1,260
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費　交付限度額②（※）（※　被災世帯向け給付にかかる交付限度額の今回追加分）	–
小計　交付限度額②	1,260
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費　交付限度額③（未配分額の減額後※）（※　第2回提出分までの配分予定額と同等）	45
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費　交付限度額③（※）（※　被災世帯向け給付にかかる交付限度額の今回追加分）	–
小計　交付限度額③	45
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費　交付限度額④（令和6年7月5日通知分）	252,410
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費　交付限度額④（令和6年12月通知分）	51,230
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費　交付限度額④（今回追加分）	23,310
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費　交付限度額④（令和7年●月通知分）	
小計　交付限度額④	326,950
国のR5補正予算分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費　交付限度額⑤（令和6年7月5日通知分）	15,974
国のR5補正予算分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費　交付限度額④（令和6年12月通知分）	–
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費　交付限度額⑤（今回追加分）	–
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費　交付限度額⑤（令和7年●月通知分）	
小計　交付限度額⑤	15,974
国のR5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥（令和6年度通知分）	–
国のR5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥（令和6年●月通知分）	
小計　交付限度額⑥	–
小計　交付限度額（R5経済対策分）	344,229
移替先	総務省

国のR6補正分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑦（令和6年12月17日通知分）	58,772
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額⑧（令和6年12月17日通知分）	92,525
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額⑧（令和7年●月通知分）	
小計　交付限度額⑧	92,525
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額⑨（令和6年12月17日通知分）	10,025
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額⑨（令和7年●月通知分）	
小計　交付限度額⑨	10,025
国のR6補正分（給付支援サービス分）交付限度額⑩（今回追加分）	–
小計　交付限度額（R6経済対策等分）	161,322

本省繰越希望額記載欄（R6経済対策等にかかる）		
	【調整後】本省繰越希望額（R6補正により措置された推奨事業メニュー分　交付限度額⑦に係る希望額）（交付限度額⑦を上限とする）	–
	本省繰越希望額（R6補正により措置された令和6年度低所得世帯支援枠等分（給付費）交付限度額⑧に係る希望額）	92,525
	本省繰越希望額（R6補正により措置された令和6年度低所得世帯支援枠等分（事務費）交付限度額⑨に係る希望額）	10,025
	本省繰越希望額（R6補正により措置された給付支援サービス分　交付限度額⑩に係る希望額）	–

※記載は不要

推奨事業メニューの本省繰越希望額の調整欄		
	【調整前】今回配分予定額　推奨事業メニュー（R6補正）交付限度額⑦	58,772
	【調整前】本省繰越額　国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑦	–
	本省繰越の追加希望額　手動入力分（調整用）	–

交付限度額計	505,551

区分	No	国の予算年度（※R5補正、R6補正を含む場合あり）	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国の予備費等（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B3 国の予備費等（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B4 国のR5予備費分（交付限度額⑥）（給付支援サービス（令和6年度）分）	B5 国のR6補正予算分（交付限度額⑦）（推奨事業メニュー分）	B6 国のR6補正予算分（交付限度額⑧）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費	B6 国のR6補正予算分（交付限度額⑨）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費	B7 国のR6補正予算分（交付限度額⑩）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）
											合計	425,713	406,551	–	1,260	45	326,950	19,524	–	58,772	–	–	–	19,162
【R5経済対策】差押禁止法の対象範囲 ※事務連絡参照　令和5年度住民税均等割非課税世帯（7万円）（低所得世帯支援枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業（住民税均等割非課税世帯分）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		1,260	1,260	–	1,260	–				–				–
一体給付（給付金・定額減税一体支援）※不足額給付は含まない	2	R5_予備（※）	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業（給付金・定額減税一体支援枠分）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		346,474	346,474	–			326,950	19,524		–				–
（デジタル庁）給付支援サービス（R5予備費）	3											–	–											
住民税均等割非課税世帯等への支援関連の給付費（家計急変への横出し等・補正）	4											–	–											
一体給付関連の給付費（上乗せ等・予備費）	5											–	–											
事務費（上乗せ・横出し）	6	R5_補正	低所得	○	○	○	NO.2事業（事務費）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		45	45			45								–
【R6経済対策等】差押禁止法の対象範囲 ※事務連絡参照　令和6年度住民税均等割非課税世帯（3万円）＋こども加算（2万円）＋不足額給付（令和6年度低所得世帯支援枠等）	7											–	–							–	–	–		–
（デジタル庁）給付支援サービス（R6補正）	8											–	–											
令和6年度低所得世帯支援枠等関連の給付費（家計急変への横出し等・R6補正）	9											–	–											
事務費（上乗せ・横出し）	10											–	–											
	11	R6_補正	推奨事業	○	○	○	出産・子育て応援給付金事業	Ⅱ．物価高の克服	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		10,800	1,800							1,800				9,000
	12	R6_補正	推奨事業	○	○	○	保育所等物価高騰対策支援金事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		520	520							520				–
	13	R6_補正	推奨事業	○	○	○	障がい福祉施設物価高騰対策支援給付金事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		1,306	1,306							1,306				–

No	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記）①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等）④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP，広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
1	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯　1773世帯×70千円　のうちR6計画分 ④R5年度分の住民税非課税世帯（1773世帯）	–	○	–	R6.2	R6.12	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
2	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯　501世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯　178世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯　164世帯×100千円、子ども加算　370人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者　9810人（224150千円）　のうちR6計画分、（国庫返還相当額等　225730千円含む） 事務費　19524千円 事務費の内容　［需用費（事務用品等）役務費（郵送料等）業務委託料　として支出］（国庫返還相当額等8671千円含む） ④低所得世帯等の給付対象世帯数（843世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（9810人）	–	○	–	R6.8	R6.12	対象世帯に対して令和6年8月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R6補正（地）
3												
4												
5												
6	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付にかかる事務費 ③事務費　45千円 事務費の内容［需用費（事務用品等）役務費（郵送料等）業務委託料　使用料及び賃借料　として支出］ ④低所得世帯等の給付対象世帯数（843世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（9810人）	–	○	–	R6.2	R6.12	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
7												
8												
9												
10												
11	①物価高騰の影響を受ける妊婦及び子育て世帯に対して応援給付金事業を実施することで、直接的な経済的支援を行うとともに、安心して出産・子育てが行える環境を整備する。 ②③給付金事業にかかる市負担分 出産・子育て世帯応援ギフト　総事業費10,800,000円×市負担分6分の1＝1,800,000円（216名分） ④市内に居住する妊婦及び子育て世帯	–	–	–	R6.4	R7.3	対象となる妊婦及び子育て世帯すべてに応援ギフトを給付する。 対象者数：216人	効果検証の結果を市HPへ掲載	対象分野に関連しない			R6当初（地）
12	①エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている市内の民間保育所等に対して、サービスの質の低下を防止し、安定的な運営を支援する。 ②③光熱水費の高騰分_保育園：210人（2園）　420千円（2千円/利用定員）、小規模保育事業所：2事業所　100千円（5万円/事業所）	–	–	–	R7.2	R7.3	対象事業所全てに給付金を支給する。 対象事業所数：2保育園、2小規模保育事業所	効果検証の結果を市HPへ掲載	保育所・幼稚園・認定こども園等			R6補正（地）
13	①エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている障がい福祉施設に対して支援金を給付することで、適切な施設運営の維持に繋げるとともに、利用者へのサービスの安定供給を図る。 ②③光熱水費の高騰分_訪問・相談系サービス事業所30,000円×5事業所＝150,000円、通所系サービス事業所4,000円×215名＝860,000円（11事業所分）、居住系サービス事業所8,000円×37名＝296,000円（3事業所分） ④市内障がい福祉施設	–	–	–	R7.2	R7.3	対象事業所全てに給付金を支給する。 対象事業所数：19事業所	効果検証の結果を市HPへ掲載	障害福祉サービス事業所・施設等			R6補正（地）

No	国の予算年度（※R5補正・R6補正を含む場合あり）	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国の予備費等（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B3 国の予備費等（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B4 国のR5予備費分（交付限度額⑥）（給付支援サービス（令和6年度）分）	B5 国のR6補正予算分（交付限度額⑦）（推奨事業メニュー分）	B6 国のR6補正予算分（交付限度額⑧）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費	B6 国のR6補正予算分（交付限度額⑨）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費	B7 国のR6補正予算分（交付限度額⑩）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記）①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP,広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
14	R6_補正	推奨事業	○	○	○	介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		5,802	5,802							5,802				–	①エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている介護サービス事業所に対して支援金を給付することで、適切な施設運営の維持に繋げるとともに、利用者へのサービスの安定供給を図る。 ②③光熱水費の高騰分_訪問・相談系サービス事業所30,000円×13事業所＝390,000円、通所系サービス事業所4,000円×385名＝1,540,000円（17事業所分）、短期入所生活介護及び多機能系事業所（通いサービス）4,000円×18名＝72,000円（1事業所分）、短期入所生活介護及び多機能系事業所（宿泊サービス）8,000円×9名＝72,000円（前事業所と同じ）、介護保険施設及び短期入所生活介護事業所8,000円×466名＝3,728,000円（9事業	－	－	－	R7.2	R7.3	対象事業所全てに給付金を支給する。 対象事業所数：40事業所	効果検証の結果を市HPへ掲載	介護サービス事業所・施設等			R6補正（地）
15	R6_補正	推奨事業	○	○	○	学校における物価高騰対策事業（小学校電力高騰分）	Ⅱ．物価高の克服	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	光熱費の価格高騰は施設の運営に多大な影響を与えており、重点交付金の活用により、児童・生徒の健康面にも考慮した学び環境の維持を図ることができると考えるため。	8,694	8,694							8,694				–	①エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市内の小学校に対して、サービスの質の低下を防止し、安定的な運営を支援し、児童・生徒の健康面にも考慮した学び環境の維持を図る。 ②③光熱費高騰分_市内小学校電気代高騰分：8,694,000千円（5小学校） ④市内小学校	－	－	－	R6.4	R7.3	児童・生徒の快適な学び環境の維持 対象学校数：5小学校	効果検証の結果を市HPへ掲載	対象分野に関連しない			R6当初（地）
16	R6_補正	推奨事業	○	○	○	学校における物価高騰対策事業（中学校電力高騰分）	Ⅱ．物価高の克服	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	光熱費の価格高騰は施設の運営に多大な影響を与えており、重点交付金の活用により、児童・生徒の健康面にも考慮した学び環境の維持を図ることができると考えるため。	3,550	3,550							3,550				–	①エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市内の中学校に対して、サービスの質の低下を防止し、安定的な運営を支援し、児童・生徒の健康面にも考慮した学び環境の維持を図る。 ②③光熱費高騰分_市内小学校電気代高騰分：3,550,000円（１中学校） ④市内中学校	－	－	－	R6.4	R7.3	児童・生徒の快適な学び環境の維持 対象学校数：1中学校	効果検証の結果を市HPへ掲載	対象分野に関連しない			R6当初（地）
17	R6_補正	推奨事業	○	○	○	給食センターにおける物価高騰対策事業（電力高騰分）	Ⅱ．物価高の克服	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	光熱費の価格高騰は施設の運営に多大な影響を与えており、重点交付金の活用により、安定したセンター経営と、児童・生徒に対し品質を保持した安心・安全な給食を提供することができると考えるため。	8,500	8,500							8,500				–	①エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市内の学校給食センターに対して、サービスの質の低下を防止し、安定的な運営を支援し、児童・生徒の健康面にも考慮した安心・安全な給食の提供維持を図る。 ②③光熱費高騰分_市内学校給食センター電気代高騰分：8,500,000円（１センター） ④市内学校給食センター	－	－	－	R6.4	R7.3	学校給食センターの安定的な事業継続 対象センター数：1センター	効果検証の結果を市HPへ掲載	対象分野に関連しない			R6当初（地）
18	R6_補正	推奨事業	○	○	○	病院事業会計操出・補助（物価高騰・電力高騰分）	Ⅱ．物価高の克服	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市内唯一の総合病院として多くの地域住民が利用する施設であり、その電気代・燃料代・給食食材料費へ重点交付金を活用することで、安定した病院経営と医療供給体制の確保に繋げることができると考えるため。	38,762	28,600							28,600				10,162	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている、市内唯一の総合病院の電気料・燃料費・食材料費への支援を行い、経営の安定化を図り、医療・介護サービスの継続や質の確保、患者や施設利用者の自己負担の使用料、サービス料の値上げの防止により、利便性の維持や負担増加の防止を目的として、病院事業会計へ繰出補助を実施する。 ②③市立御前崎総合病院事業会計に繰り出し、総合病院及び関連施設の電気代・燃料費・食材料費の高騰分。 電気料高騰分 14,302,000円、燃料費高騰分 12,345,000円、食材料費高騰分 12,115,000円 ④市立御前崎総合病院	－	－	－	R6.4	R7.3	医療・介護サービスの安定的な事業継続 対象病院数：1病院	効果検証の結果を市HPへ掲載	対象分野に関連しない			R6当初（地）
19											–	–																							
20											–	–																							
21											–	–																							
22											–	–																							
23											–	–																							
24											–	–																							
25											–	–																							
26											–	–																							
27											–	–																							
28											–	–																							
29											–	–																							
30											–	–																							
31											–	–																							
32											–	–																							
33											–	–																							
34											–	–																							
35											–	–																							
36											–	–																							
37											–	–																							
38											–	–																							
39											–	–																							
40											–	–																							
41											–	–																							
42											–	–																							
43											–	–																							
44											–	–																							
45											–	–																							
46											–	–																							
47											–	–																							
48											–	–																							
49											–	–																							
50											–	–																							
51											–	–																							
52											–	–																							
53											–	–																							
54											–	–																							
55											–	–																							
56											–	–																							
57											–	–																							
58											–	–																							
59											–	–																							
60											–	–																							
61											–	–																							
62											–	–																							
63											–	–																							
64											–	–																							
65											–	–																							
66											–	–																							
67											–	–																							
68											–	–																							
69											–	–																							
70											–	–																							
71											–	–																							
72											–	–																							
73											–	–																							
74											–	–																							
75											–	–																							
76											–	–																							
77											–	–																							
78											–	–																							
79											–	–																							
80											–	–																							
81											–	–																							
82											–	–																							
83											–	–																							
84											–	–																							
85											–	–																							
86											–	–																							
87											–	–																							
88											–	–																							
89											–	–																							
90											–	–																							
91											–	–																							
92											–	–																							
93											–	–																							
94											–	–																							
95											–	–																							
96											–	–																							
97											–	–																							
98											–	–																							
99											–	–																							
100											–	–																							
101											–	–																							
102											–	–																							
103											–	–																							
104											–	–																							
105											–	–																							
106											–	–																							
107											–	–																							
108											–	–																							
109											–	–																							
110											–	–																							
111											–	–																							
112											–	–																							
113											–	–																							
114											–	–																							
115											–	–																							
116											–	–																							
117											–	–																							
118											–	–																							
119											–	–																							
120											–	–																							
121											–	–																							
122											–	–																							
123											–	–																							
124											–	–																							
125											–	–																							
126											–	–																							
127											–	–																							
128											–	–																							
129											–	–																							
130											–	–																							